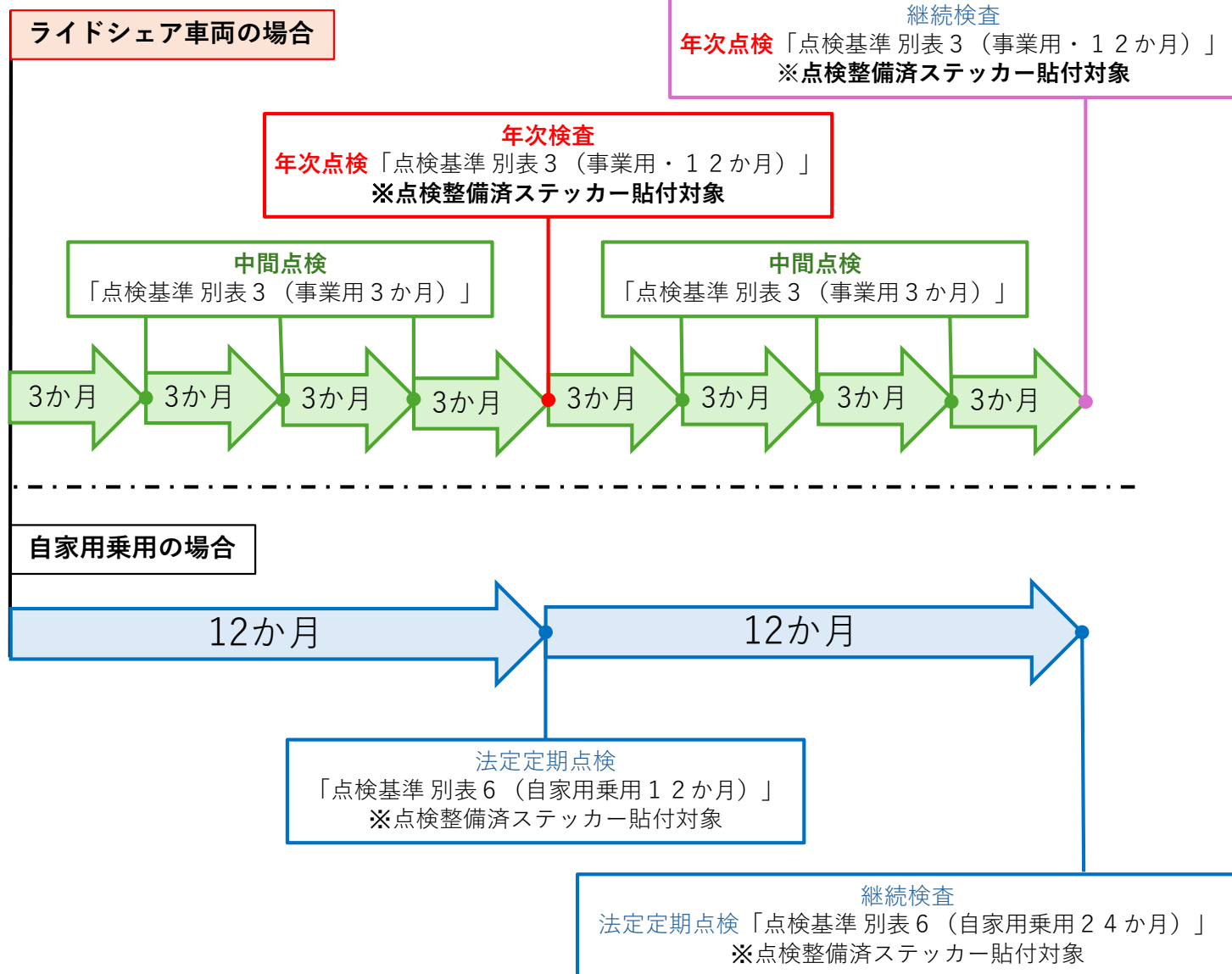


指定工場等による年次検査等業務フロー の作成について

「自家用車活用事業の用に供する自家用車（日本版ライドシア）」及び「一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する軽自動車（軽タクシー）」の年次検査等につきまして、指定工場等において年次検査等への対応を進める上で活用可能な「ライドシェア車両の年次検査等業務フロー（別添1）」及び「軽タクシーの年次検査業務フロー(別添2)」を日整連において作成されましたので、お知らせします。

【ライドシェア車両の年次検査・点検時期のイメージ】

青 枠 : 車両法
 赤字・赤枠 : 通達規定 (年次)
 緑字・緑枠 : 通達規定 (中間)
 紫 枠 : 車両法 (青字) 及び通達規定 (赤字) が混在



※中間点検・年次点検を行った際の点検整備済ステッカーの貼付について

ライドシェア車両の「中間点検 (3か月ごと別表3)」及び「年次点検 (12か月ごと別表3)」は運送法により、タクシー事業者に求められており、車両法としては自家用乗用車の場合、1年点検・2年点検 (別表6) の実施が求められている。

また、年次点検 (12か月ごと別表3) を行った場合、1年点検・2年点検 (別表6) との点検項目の差分については車両法の観点から追加の任意点検となる。

このため、「**中間点検 (3か月ごと別表3)**」は貼付対象外、「**年次点検 (12か月ごと別表3)**」は貼付対象 (別表6の点検項目を包含しているため) となる。

【指定整備工場で「年次検査」を実施する場合】

ライドシェア車両が入庫

提示された書面等にて「年次検査」の依頼を確認

点検基準 別表 3（事業用・12か月）に沿って「年次点検」を行う
※「中間点検（3か月ごと）」の実施は不要

検査員は検査設備を用いて通常の継続検査と
同じ方法により「年次検査」を行う

【年次検査合格の場合】

点検整備記録簿（※1）、指定整備記録簿（※2）、**年次検査合格証**（※3）
を交付

※1.別表 3 の内容で点検整備を行った旨を記載

※2.指定整備記録簿の備考欄に当該指定整備が「**年次検査**」である旨を記載

※3.交付方法は書面に加え、電子メールの送付等も可（様式は参考 1 参照）

【年次検査不合格の場合】

不具合箇所の整備を行い、再度年次検査を実施する

指定整備記録簿、年次検査合格証の控えを 2 年間保管する
※年次検査合格証の控えの保管については任意

【自動車技術総合機構・軽自動車検査協会の検査場で 「年次検査」を受検する場合】

<ケース例>

- ・ 認証工場にライドシェア車両が入庫し、年次検査の依頼があった場合
- ・ 指定工場にライドシェア車両が入庫し、検査場に持ち込んで年次検査を実施する場合

ライドシェア車両が入庫

提示された書面等にて「年次検査」の依頼を確認
依頼者より「年次検査受検申出書」を受け取る

点検基準 別表 3（事業用・12か月）に沿って「年次点検」を行う
※「中間点検（3か月ごと）」の実施は不要

自動車技術総合機構・軽自動車検査協会の検査場に
車両を持ち込み「年次検査」を受検

<受検に伴って必要となること>

- ・ 手数料の納付
- ・ 継続検査時と同様に検査予約（予約枠は「継続」を選択）
- ・ 必要用書類：自動車検査証、手数料額の審査証紙（※1）、検査票、
年次検査受検申出書（※2）

※1. 小型自動車：1,500円、小型自動車以外：1,600円、
検査対象軽自動車：2,100円（消費税相当分を含む。）

※2. 顧客である法人タクシー事業者が作成（様式は参考2 参照）

【年次検査合格の場合】

自動車技術総合機構もしくは軽自動車検査協会より **書面によって通知** される

【年次検査不合格の場合】

不具合箇所の整備を行い、再度年次検査を受検する

顧客（法人タクシー事業者）に点検整備記録簿及び
年次検査合格の通知書を引き渡し納車

【ライドシェア車両が「点検整備」で入庫した場合】

ライドシェア車両が入庫

提示された書面等により「中間点検」「年次点検」「開始前点検」のいずれかの依頼を確認

「中間点検」

- ・点検基準別表3（事業用・3か月）に沿って点検整備を実施
- ※直近の中間点検、年次点検又は開始前点検以降、連続する2か月における自家用車活用事業の用に供される頻度が1か月あたり15日未満又は40時間未満である自家用自動車については、＜参考3＞の内容で点検を行うことができる

「年次点検」

- ・点検基準別表3（事業用・12か月）に沿って点検整備を実施
- ※「年次点検」を実施した場合、中間点検は不要

「開始前点検」

- ・点検基準別表3（事業用・3か月）に沿って点検整備を実施
- ※自家用自動車を自家用車活用事業の用に供する前3月以内に点検基準別表第6による定期点検（自家用乗用）を行った場合は、開始前点検は不要

点検整備記録簿を交付する

※点検整備記録簿には別表3の内容で点検整備を行った旨を記載

【軽タクシーの年次検査・法定点検時期のイメージ】

青字・青枠：車両法

赤字：通達規定

紫枠：車両法（青字）及び通達規定（赤字）が混在

軽タクシーの場合

年次検査

法定定期点検

「点検基準 別表 3（事業用 12 か月）」
※点検整備済ステッカー貼付対象

継続検査

法定定期点検

「点検基準 別表 3（事業用 12 か月）」
※点検整備済ステッカー貼付対象

法定定期点検

「点検基準 別表 3（事業用 3 か月）」
※点検整備済ステッカー貼付対象

法定定期点検

「点検基準 別表 3（事業用 3 か月）」
※点検整備済ステッカー貼付対象

3か月

3か月

3か月

3か月

3か月

3か月

3か月

3か月

3か月

登録車タクシーの場合

継続検査

法定定期点検

「点検基準 別表 3（事業用 12 か月）」
※点検整備済ステッカー貼付対象

法定定期点検

「点検基準 別表 3（事業用 3 か月）」
※点検整備済ステッカー貼付対象

法定定期点検

「点検基準 別表 3（事業用 3 か月）」
※点検整備済ステッカー貼付対象

3か月

3か月

3か月

3か月

3か月

3か月

3か月

3か月

3か月

自家用乗用（軽自動車）の場合

継続検査

法定定期点検

「点検基準 別表 6（自家用乗用 24 か月）」
※点検整備済ステッカー貼付対象

12か月

12か月

法定定期点検

「点検基準 別表 6（自家用乗用 12 か月）」
※点検整備済ステッカー貼付対象

【指定整備工場で「年次検査」を実施する場合】

軽タクシーが入庫

提示された書面等にて「年次検査」の依頼を確認

点検基準 別表 3（事業用・12か月）に沿って
「法定定期点検」を行う

検査員は検査設備を用いて通常の継続検査と
同じ方法により「年次検査」を行う

【年次検査合格の場合】

点検整備記録簿、指定整備記録簿（※1）、**年次検査合格証**（※2）を交付

※1.指定整備記録簿の備考欄に当該指定整備が「**年次検査**」である旨を記載

※2.交付方法は書面に加え、電子メールの送付等も可（様式は参考1参照）

【年次検査不合格の場合】

不具合箇所の整備を行い、再度年次検査を実施する

指定整備記録簿、年次検査合格証の控えを2年間保管する
※年次検査合格証の控えの保管については任意

【軽自動車検査協会の検査場で「年次検査」を受検する場合】

<ケース例>

- ・ 認証工場に軽タクシーが入庫し、年次検査の依頼があった場合
- ・ 指定工場に軽タクシーが入庫し、検査場に持ち込んで年次検査を実施する場合

軽タクシーが入庫

提示された書面等にて「年次検査」の依頼を確認
依頼者より「年次検査受検申出書」を受け取る

点検基準 別表 3（事業用・12か月）に沿って
「法定定期点検」を行う

軽自動車検査協会の検査場に車両を持ち込み「年次検査」を受検

<受検に伴って必要となること>

- ・ 手数料の納付
- ・ 継続検査時と同様に検査予約（予約枠は「継続」を選択）
- ・ 必要用書類：自動車検査証、手数料額の審査証紙（※1）、検査票、
年次検査受検申出書（※2）

※1. 2,100円（消費税相当分を含む。）

※2. 顧客である法人タクシー事業者が作成（様式は参考2 参照）

【年次検査合格の場合】

軽自動車検査協会より書面によって通知される

【年次検査不合格の場合】

不具合箇所の整備を行い、再度年次検査を受検する

顧客（法人タクシー事業者）に点検整備記録簿及び
年次検査合格の通知書を引き渡し納車